

社援発 0817 第 5 号
令和 8 年 8 月 17 日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件について（援護行政関係）

今般、令和 8 年熊本地震による災害が、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号。別添 1）により、特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和 9 年 1 月 27 日とされたことを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（令和 8 年厚生労働省告示第 324 号。別添 2）が告示された。

この告示中、援護行政の関係法令に係る事項は下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対応方御配慮願いたい。

記

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく自立支度金の支給の申請について、その申請は本邦に上陸後 1 年以内に行わなければならないとされているが、令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に申請期間が満了する中国残留邦人等が特定被災区域内に居住地を有している場合には、申請期間を令和 9 年 1 月 27 日まで延長すること。